

郷土の古文書

「その 23 川除御普請ニ付箇所書上帳」

解説

古来より国を治める事の重要な条件の一つに水を治める事があげられています。村内の水を治める事により「・・・土地を滅ぜず田圃の損廃もなく、用水順流し耕鋤の時を失はざる様にして、上は国に益し、下は民の愁苦を救ふこと、役人の心掛肝要なり・・・」と『地方凡例録』（寛政年間に成稿された、江戸時代の地方問題について書かれた優れた農政手引書）にも記されています。

五日市村は秋川の中流域左岸に位置し、村の南付きを秋川が流れており、この川より水を引き込んだ田も今回の文書に出てくる「小庄」に多く、そのため秋川の洪水による災害はさけられませんでした。

寛政3年に上申された文書は次の5通一セットで差出されたのですが、紙面の都合で(5)のみ展示しました。

(1)「秋川通川除御普請願仕来書上帳」

これは五日市村で今迄御普請を請けた川除等の年と費用等わかる限り書き上げたものです。これによると元禄2年より寛保3年迄数十回に及んでいます。

(2)「秋川通川除御普請石取場道法書上帳」

洪水で崩れた場所や川瀬の削られた所等の修理のため必要な石をどこでとるか、取る場所迄の道法等書き上げています。

(3)「秋川通川除御普請諸色^(値)直段書上帳」

当時の米値段・松木・唐竹・蛇籠の値段を書き上げ、その値段で村請^{むらうけ}になった時は差出すと書いています。

(4)「秋川通川除御普請村役書上帳」

諸色(さまざまな物の値段・諸掛り)、人足、村役の事については秋川通りの御普請村々並みにお願いする上は村役は滞りなく差出す事を約定しています。

(5)は以上の上申書と共に今回の御普請場所を書き上げたものです。各項目書の上にある番号はお願いするのに緊急を要する順番と思われませんが3番、4番が未記入なので不明です。御普請については、貞享4年(1687)に発布された勘定組頭・代官に対する心得書により詳細な取り極めがされていましたが、年代と共に、きまり通りには実施されない部分も出てきました。

文書では「秋川通りは近年川の瀬が悪くなり毎年河岸が崩れ、殊に去年よりおびただしく欠けて去年の冬に御普請願を出したところ、今だにそのままで御指図もなく、今年秋の大水で田畑が流され本当に困っています。何卒御慈悲ですので右に書き上げた所を御見分の上、御普請して下さいますようお願い致します」と訴えています。

江戸時代には公費をもって行う御普請^{ごふしん}と、村人が自分達で費用を出してする自普請^{じぶしん}とがありました。村の沢や谷川、道、橋等の小さい普請は村人達の費用や手による自普請で行っていました。大きな工事になると、いろいろな書類^{ととの}を調べ御普請願を差出すのですが、余程緊急な事がない限り、何度もお願いしないと御普請の許可が出なかったようです。

寛政三年

御普請願箇所書上帳

亥九月

多摩郡

五日市村

壹番一 川除石積 長百七拾間 馬踏五尺 但高九尺 壺ヶ所

此所根囲笈牛長百七拾間

數老丈

一 川除石積 長五拾間 但高七尺 但厚五尺 壺ヶ所

此所根囲出杵四組

六番一 腹付立竈長三拾間 字間向 但式間 壺ヶ所

七番一 川除石積長五拾間 字あつ川 但厚三尺 但高五尺 壺ヶ所

貳番一 三角杵拾五組 字田表 五組ツ、 三ヶ所

五番一 用水掘後長式百間 字こしやう 但横六尺 但深式尺 壺ヶ所

右者秋川通近年川瀬悪敷相成

連々川欠相増 殊ニ去ル午年と夥敷欠増

候処 去秋出水ニ而難捨置場所多

出来難儀至極仕候ニ付 去冬御普請

奉願上御見分御積御座候処 今以御普請

墨道御下知無御座 又候当秋満水ニ而

田畑大欠所出来必至与難渋仕候間 何

卒御慈悲を以右ヶ所返御見分之上

御普請被成下候様奉願上候 以上

寛政三亥年九月 多摩郡五日市村

名主 弥三左衛門

年寄 十五右衛門

百姓代 兵衛

伊奈右近将監様御内

清水郡兵衛殿

福田順八殿

宮川 糺殿

宣政二年

沙善信札書本吉本

宣政二年

九月

第一 川源石積長古長間 此言其久 宣政

宣政二年 宣政

第二 川源石積長古長間 此言其久 宣政

宣政二年 宣政

第三 川源石積長古長間 此言其久 宣政

宣政二年

第四 川源石積長古長間 此言其久 宣政

宣政二年

第五 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第六 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第七 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第八 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第九 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第十 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第十一 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第十二 川源石積長古長間 此言其久 宣政

第十三 川源石積長古長間 此言其久 宣政

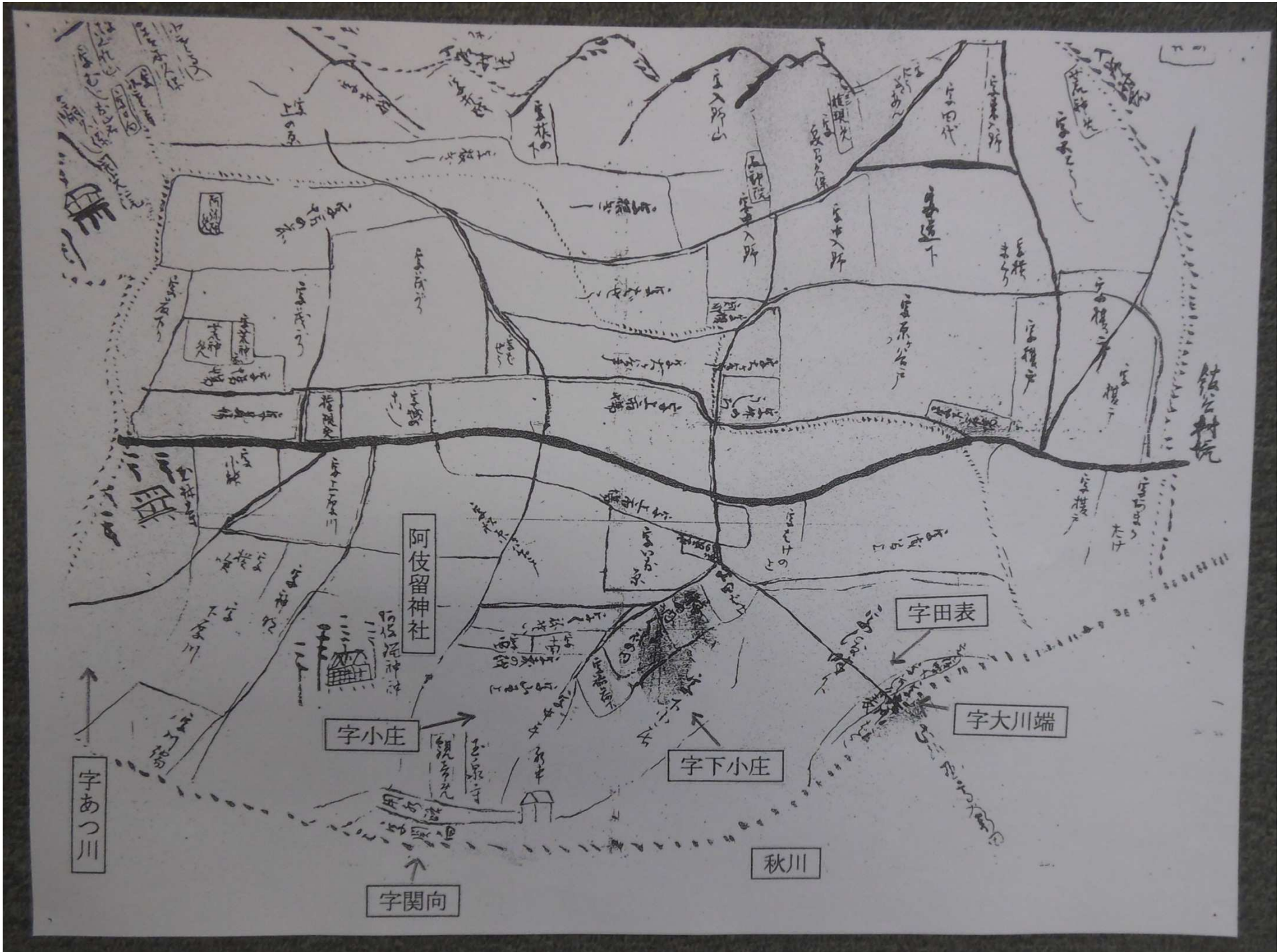
宣政二年九月

宣政二年九月

宣政二年九月

宣政二年九月

宣政二年九月



結石村境

字田表

字大川端

字下小庄

秋川

阿伎留神社

字小庄

字関向

字あつ川

